

学校施設環境改善交付金交付要綱

〔平成23年4月1日 23文科施第3号〕
文部科学大臣裁定

(最終改正 令和6年3月29日 5文科施第971号)

第1 通則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第21号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

1 学校施設環境改善交付金

地方公共団体が作成した法第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

施設整備計画に基づき実施される別表1又は別表2に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第3 施設整備計画

1 地方公共団体は学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号）に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して、文部科学大臣）に提出しなければならない。

- ・施設整備計画の目標
- ・交付対象事業の事業区分
- ・計画期間
- ・施設整備計画の名称
- ・施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- ・交付対象事業に係る学校等の名称
- ・交付対象事業ごとの整備面積
- ・交付対象事業ごとの概算事業費
- ・交付対象事業に係る学校等についての整備方針
- ・その他必要な事項

2 前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

第4 交付対象者

学校施設環境改善交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

第5 交付期間

学校施設環境改善交付金を交付する期間は、施設整備計画に記載された交付対象事業が学校施設環境改善交付金を受けて実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとする。

第6 交付金額の算定

1 地方公共団体ごとの交付

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体ごとに交付するものとする。

2 年度単位の交付

複数年度にわたる施設整備計画に係る学校施設環境改善交付金の交付については、施設整備計画に記載された個々の事業の着工時期に応じ、年度ごとに交付するものとする。

3 算定方法

学校施設環境改善交付金は、施設整備計画に記載された事業（交付対象事業に限る。）につき、別表1又は別表2に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付することとし、具体的には次の式により算定するものとする。

$$A = \left[(a_1 \text{又は} b_1) + (a_2 \text{又は} b_2) + (a_3 \text{又は} b_3) \cdots \right] + \text{事務費}$$

単年度における交付限度額・・・A

交付対象経費・・・a（別表1又は別表2により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額）とb（事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額）とを比較して少ない方の額の総和

- 4 学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒1人当たりの基準面積等
別表1又は別表2の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒1人当たりの基準面積その他建物の基準面積については、公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）によるものとする。
- 5 1平方メートル当たりの建築単価等
別表1又は別表2の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。
- 6 経費の種目
別表1及び別表2に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。
- 7 事務費（第7に定める事務費を除く。）
事務費は算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定する。

第7 都道府県への事務費の交付

都道府県の教育委員会が交付の実施に関する事務を行うために必要な経費については、法第10条の規定を準用する。

第8 施設整備計画の事後評価

- 1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に報告しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、学校施設環境改善交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

附 則

この要綱の規定は、平成23年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成22年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成24年4月6日）

この要綱の規定は、平成24年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成23年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成24年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成25年2月26日）

この要綱の規定は、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費（平成24年11月30日閣議決定）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（平成25年5月15日）

この要綱の規定は、平成25年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成24年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成25年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱の規定は、平成 26 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 25 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 26 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日）

この要綱の規定は、平成 27 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 26 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 27 年度以降の年度に繰り越されたものについては、別表 1 の 9 の項を除き、なお、従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日）

この要綱の規定は、平成 28 年度補正予算（第 2 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 28 年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表 1 の 22 及び 23 の項に係る規定については、平成 28 年度以前の年度の予算に係る国の交付金において共同調理場として交付を受けた事業に引き続く当該共同調理場に係る事業に対する平成 29 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付は、なお、従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日）

この要綱の規定は、平成 31 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 30 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 31 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 17 日）

この要綱の規定は、令和元年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱の規定は、次項に定めるものを除き、令和 2 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。
- 2 別表 1 の 29 の項に係る規定は、令和元年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日）

この要綱の規定は、令和 2 年度補正予算（第 3 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和 2 年度補正予算（第 1 号）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 9 日）

この要綱の規定は、令和 3 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和 2 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和 3 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和 4 年 4 月 1 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 4 年 3 月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 6 月 17 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和 4 年 6 月 17 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 4 年 6 月 16 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月2日）

この要綱の規定は、令和4年度補正予算（第2号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和5年4月1日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和5年3月31日以前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月29日）

この要綱の規定は、令和5年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和5年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和6年4月1日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和6年3月31日以前であるものについては、なお従前の例による。

別表 1 (本土に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上危険な状態にある建物の改築	義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。)で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費	<p>ア 校舎又は屋内運動場の場合 校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>イ 寄宿舎の場合 次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行う年度の5月1日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 離島振興法(昭和28年法律第72号。以下「離島法」という。)第7条の規定の適用のある義務教育諸学校の建物にあつては5.5/10</p> <p>イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号。以下「奄美法」という。)第6条の規定の適用のある義務教育諸学校の建物にあつては5.5/10</p> <p>ウ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号。以下「豪雪法」という。)第15条の規定の適用のある小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下「小学校等」という。)の分校の校舎及び屋内運動場にあつては5.5/10</p> <p>エ 豪雪法第15条の規定の適用のある小学校等の寄宿舎にあつては5.5/10</p> <p>オ 豪雪法第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯に所在する小学校等の本校の校舎又は屋内運動場にあつては5.5/10</p> <p>カ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年法律第7号。以下「成田財特法」という。)第3条の規定の適用のある小学校、中学校及び義務教育学校の建物にあつては2/3</p> <p>キ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号。以下「地震財特法」)第4条の適用のある小学校等の校舎にあつては1/2</p> <p>ク 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第2条の規定に基づく過疎地域に所在する小学校</p>
			<p>(算定方法の特例)</p> <p>ウ ア第二号に掲げる面積がア第一号に掲げる面積を超えるときで、かつ、次に掲げる特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不相当であると認められるときは、同号に掲げる面積の0.2倍の面積以内において文部科学大臣が定める面積を加えた面積を、同号に掲げる面積とみなして算定するものとする。</p>	

		<p>一 学級数の増加が明らかかなこと</p> <p>二 文部科学大臣が特に認めた理由</p> <p>エ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、校舎又は寄宿舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02 を乗じて行うものとする。</p> <p>オ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1 平方メートル当たりの建築の単価に乗ずべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02 で除して行うものとする。</p> <p>カ 積雪寒冷地にある学校の学級数に応ずる必要面積については、運用細目に定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷地に応じ、必要な補正を加えるものとする。</p>	<p>等の建物にあっては5.5/10、令和8年度までの間における特定市町村（過疎法附則第5条に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）及び令和9年度までの間における特別特定市町村（同条に規定する特別特定市町村をいう。以下同じ。）に所在する小学校等の建物にあっては別記に定める算定割合、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づく振興山村（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3箇年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値（以下「財政力指数」という。）が0.40未満である市町村の区域内にあるものに限る。以下同じ。）に所在する小学校等の建物にあっては5.5/10</p> <p>ケ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発特措法」という。）第7条の規定の適用のある小学校等の建物にあっては5.5/10</p> <p>コ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第11条の規定の適用のある小学校等の建物にあっては5.5/10</p> <p>サ 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては1/2</p> <p>シ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎にあつては1/2</p>	<p>等</p>
	<p>特別支援学校の幼稚部の校舎及び寄宿舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</p>	<p>校舎又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積の</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p>

	<p>うち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 幼児一人当たりの基準面積に改築を行う年度の5月1日における当該学校の幼児の数（寄宿舍にあっては当該寄宿舍に収容する幼児の数とする。）を乗じて得た面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>	<p>ア 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては1/2</p> <p>イ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎にあつては1/2</p>
	<p>(算定方法の特例) 義務教育諸学校の例によるものとする。</p>	
特別支援学校の高等部の建物（職業学科（職業コースを含む。以下同じ。）における校舎を除く。）の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	<p>校舎、屋内運動場又は寄宿舍のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 生徒一人当たりの基準面積に当該改築を行う年度の5月1日における当該学校の生徒の数を乗じて得た面積</p> <p>二 当該改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては1/2</p> <p>イ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎にあつては1/2</p>
	<p>(算定方法の特例) 義務教育諸学校の例によるものとする。</p>	
特別支援学校の高等部の職業学科に係る校舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	<p>次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 別に定める当該職業学科に応ずる基準面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては1/2</p> <p>イ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎にあつては1/2</p>
	<p>(算定方法の特例) 義務教育諸学校の例によるものとする。</p>	
幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ。）の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	<p>次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p>

		費	<p>得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 改築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる必要面積（当該幼稚園に在籍する満三歳以上の園児に対する保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、当該面積に、文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積）</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>	<p>ア 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあっては1/2</p> <p>イ 上記ア以外のもので、かつ園舎の改築について財政力指数が1.00を超える都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものにあっては1/3×1/（財政力指数）</p>
			(算定方法の特例) 義務教育諸学校の例によるものとする。	
2	長寿命化改良事業	<p>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物（幼稚園にあっては園舎。以下同じ。）で構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎及び屋内運動場にあつては1/2</p> <p>イ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎にあつては1/2</p>
		<p>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物で建築後20年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修に要する経費</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める額とする。</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎にあつては1/2</p>
3	不適格改築	<p>教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費</p>	<p>1の項の例により算定するものとする。</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 離島振興対策実施地域（離島法第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校（視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。）の小学部及び中学部の建物にあっては5.5/10（ただし、昭和60年度以前において水源地域対策特別措置法（昭和</p>

				<p>48 年法律第 118 号。以下「水源法」という。) 第 2 条第 2 項の規定により指定された指定ダムに係る整備事業(以下「水源地域整備事業」という。)にあつては別記に定める算定割合)</p> <p>イ 奄美法第 6 条の規定の適用のある義務教育諸学校の建物にあつては 5.5/10</p> <p>ウ 成田財特法第 3 条の規定の適用のある小学校、中学校及び義務教育学校の建物にあつては 2/3</p> <p>エ 地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号。以下「地震特措法」という。) 第 4 条の規定の適用のある小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに幼稚園の建物にあつては 1/2</p> <p>オ 過疎法第 2 条に基づく過疎地域に所在する小学校等の建物にあつては 5.5/10、令和 8 年度までの間における特定市町村及び令和 9 年度までの間における特別特定市町村に所在する小学校等の建物にあつては別記に定める算定割合、豪雪法第 2 条第 2 項の規定に基づく特別豪雪地帯及び山村振興法第 7 条の規定に基づく振興山村に所在する小学校等の建物にあつては 5.5/10(ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合)</p> <p>カ 原発特措法第 7 条の規定の適用のある小学校等の建物にあつては 5.5/10</p> <p>キ 駐留軍再編特別措置法第 11 条の規定の適用のある小学校等の建物にあつては 5.5/10</p> <p>ク 学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の校舎(幼稚園の園舎を含む。)及び屋内運動場にあつては 1/2</p> <p>ケ 令和 5 年度から令和 6 年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎に</p>
--	--	--	--	--

				<p>あつては1/2</p> <p>コ 上記エ、ク及びケ以外の もので、かつ財政力指 数が1.00を超える都道府 県又は指定都市の設置す る幼稚園の建物にあつて は1/3×1/ (財政力指数)</p>
4	津波移転 改築	<p>防災のための集団移転促進 事業に係る国の財政上の特 別措置等に関する法律（昭 和47年法律第132号）第2 条第2項に規定する集団移 転促進事業に関連して移転 が必要と認められる幼稚 園、小学校、中学校、義務教 育学校、中等教育学校の前 期課程及び特別支援学校の 建物の改築（南海トラフ地 震に係る地震防災対策の推 進に関する特別措置法（平 成14年法律第92号）第12 条第1項及び日本海溝・千 島海溝周辺海溝型地震に係 る地震防災対策の推進に関 する特別措置法（平成16年 法律第27号）第11条第1 項に規定する津波避難対策 緊急事業計画に記載された 事業に限る。）に要する経費</p>	<p>1の項の例により算定する ものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 原発特措法第7条の規 定の適用のある小学校等 の建物にあつては5.5/10</p> <p>イ 駐留軍再編特別措置法 第11条の規定の適用のあ る小学校等の建物にあつ ては5.5/10</p>
5	補強	<p>小学校、中学校、義務教育学 校、中等教育学校の前期課 程、特別支援学校及び幼稚 園の補強を要する建物の補 強工事に要する経費</p>	<p>補強工事を行う年度の5月 1日における保有面積のう ち、補強を要する建物の面 積に1平方メートル当たり の建築の単価を乗じたもの とする。</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 地震特措法第4条の規 定の適用のある小学校等 の非木造の校舎で文部科 学大臣の定める基準に適 合するものにあつては 1/2（ただし、財政力指数 が0.5以下の都道府県又 は市町村の設置するもの 又は地震による倒壊の危 険性が高いものとして文 部科学大臣の定める基準 に該当するものにあつて は2/3)</p> <p>イ 地震特措法第4条の規 定の適用のある小学校等 の非木造の校舎及び屋内 運動場（ウに掲げるもの を除く。）にあつては1/2</p> <p>ウ 地震特措法第4条の規 定の適用のある小学校、 中学校、義務教育学校、中 等教育学校の前期課程、 特別支援学校の幼稚部、 小学部及び中学部並びに 幼稚園の建物で、地震に よる倒壊の危険性が高い</p>

				<p>ものにあつては2/3</p> <p>エ 原発特措法第7条の規定の適用のある小学校等の非木造の校舎にあつては1/2</p> <p>オ 上記アからエまで以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7</p>
6	大規模改造（質的整備）	<p>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物等並びに共同調理場の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし、共同調理場にあつてはエに掲げるものに限る。また、キに掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する。）</p> <p>ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事</p> <p>イ 法令等に適合させるための施設整備工事</p> <p>ウ スプリンクラーの設置（特別支援学校の寄宿舎に係るものに限る。）</p> <p>エ 空調設置工事</p> <p>オ バリアフリー化等施設整備工事</p> <p>カ 防犯対策施設整備工事（キに掲げるものを除く。）</p> <p>キ 特別防犯対策施設整備工事</p> <p>ク その他文部科学大臣が特に認めるもの</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。</p>	<p>1/3</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア 建物の保有面積が2、000平方メートル以上の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校のバリアフリー化等施設整備工事にあつては1/2</p> <p>イ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎の内部改造に係る工事にあつては1/2</p> <p>ウ 令和5年度から令和7年度までの間における屋内運動場の空調設置工事（新設するものに限る。）にあつては1/2</p> <p>エ 特別防犯対策施設整備工事にあつては1/2</p> <p>オ 上記アからエまで以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7</p>
7	学校統合に伴う既存施設の改修	<p>小学校、中学校又は義務教育学校の学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の改修に要する経費</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア 離島振興対策実施地域に所在する小学校、中学校及び義務教育学校の校舎にあつては5.5/10</p> <p>イ 奄美群島に所在する小学校、中学校及び義務教育学校の校舎及び屋内運動場にあつては5.5/10</p> <p>ウ 水源法第9条に規定する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する事業であつて同法第4条に規定する水源地域整備計画に基づく事業にあつては5.5/10</p>

				<p>エ 過疎法第2条に基づく過疎地域に所在する小学校、中学校及び義務教育学校の校舎及び屋内運動場にあつては5.5/10、令和8年度までの間における特定市町村及び令和9年度までの間における特別特定市町村に所在する小学校、中学校及び義務教育学校の校舎及び屋内運動場にあつては別記に定める算定割合</p> <p>オ 原発特措法第3条に定める原子力発電施設等立地地域に所在する小学校、中学校及び義務教育学校の校舎及び屋内運動場にあつては5.5/10</p>
8	不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を超過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供する既存施設の改修	不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を超過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供する既存施設の改修（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）の用に供する既存施設の改修（令和6年度から令和9年度までの間に行われるものに限る。）に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/2
9	屋外教育環境の整備に関する事業	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の屋外教育環境施設（屋外における教育環境整備の施設（植栽のための立木、芝生を含む。）であり、屋外運動場（幼稚園にあつては屋外運動広場）のための施設その他これらに附帯する施設をいう。）の整備（令和2年度から令和6年度までの	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3

		間に行われるものに限る。)に要する経費		
10	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の増築	<p>小学校、中学校(学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。)又は義務教育学校の寄宿舎で次に掲げるものの新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費</p> <p>ア へき地教育振興法(昭和29年法律第43号)第2条に規定する学校(以下「へき地学校」という。)の児童又は生徒を収容するためのもの</p> <p>イ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における積雪による通学の困難を緩和するためのもの</p>	<p>ア へき地学校の児童又は生徒を収容するためのもの</p> <p>児童又は生徒一人当たりの基準面積に当該新築又は増築後の寄宿舎に収容する予定の児童又は生徒の数を乗じて得た面積から新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積を控除して得た面積に、1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>イ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における積雪による通学の困難を緩和するためのもの</p> <p>児童又は生徒一人当たりの基準面積に当該新築又は増築を行う年度の5月1日における当該学校の児童又は生徒のうち当該新築又は増築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 離島振興対策実施地域に所在するもの及び過疎法第8条第1項の過疎地域持続的発展市町村計画に基づき小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴い必要となり又は統合したことによって必要となったものにあつては5.5/10、令和8年度までの間における特定市町村及び令和9年度までの間における特別特定市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和3年政令第137号。以下「過疎法施行令」という。)附則第3条の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画に基づき小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに必要となり又は統合したことによって必要となったものにあつては別記に定める算定割合(ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合)</p> <p>イ 奄美法第6条の規定の適用のある義務教育諸学校の寄宿舎にあつては5.5/10</p> <p>ウ 成田財特法第3条の規定の適用のある小学校、中学校及び義務教育学校の寄宿舎にあつては2/3</p> <p>エ 原発特措法第7条の規定の適用のある小学校、中学校及び義務教育学校の寄宿舎にあつては5.5/10</p> <p>オ 豪雪法第15条の規定の適用のある小学校、中学校及び義務教育学校の寄宿舎にあつては5.5/10(ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合)</p> <p>カ 駐留軍再編特別措置法第11条の規定の適用のあ</p>
			(算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	

			る小学校等の建物にあつては5.5/10
	<p>教職員住宅で次に掲げるものの新築又は増築に要する経費</p> <p>ア へき地教育振興法第3条第2号に規定するへき地学校に勤務する教員及び職員のためのもの</p> <p>イ 離島法第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校（視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。）の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のためのもの</p> <p>ウ 過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度までの間における特定市町村及び令和9年度までの間における特別特定市町村が過疎法施行令附則第3条の規定により定めるものを含む。）に基づく、小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のためのもの</p> <p>エ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における小学校等に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するためのもの</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積（ただし、各棟1棟につき、80平方メートルに当該住宅1棟の戸数を乗じた面積を限度とする。）に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア 奄美法第6条の規定の適用のある教員及び職員のための住宅にあつては5.5/10</p> <p>イ 離島法第7条の規定の適用のある教員又は職員のための住宅にあつては5.5/10</p> <p>ウ 過疎法第13条（令和8年度までの間における特定市町村及び令和9年度までの間における特別特定市町村について準用する場合を含む。）の規定の適用のある教員又は職員のための住宅にあつては5.5/10（ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合）</p> <p>エ 豪雪法第15条の規定の適用のある教員又は職員のための住宅にあつては5.5/10（ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合）</p>
	<p>体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設（以下「集会室」という。）で次に掲げるものの新築又は増築に要する経費</p> <p>ア へき地教育振興法第3条第3号に規定するへき地学校に設置するもの</p> <p>イ 離島法第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく、小学校等に設置するもの</p>	<p>新築又は増築を行う年度の5月1日（当該建築を行う年度の5月2日以後に設置された学校にあつてはその設置の日）（併設型中学校及び中等教育学校の前期課程のうち、文部科学大臣の定める特別の事由があるものにあつては、文部科学大臣の定める日）における当該学校の学級数（法第2条第3項に規定する学級数をいう。）に应ずる必要面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア 奄美法第6条の規定の適用のある集会室にあつては5.5/10</p> <p>イ 離島法第7条の規定の適用のある集会室にあつては5.5/10</p> <p>ウ 豪雪法第15条の規定の適用のある小学校等の分校の集会室にあつては5.5/10（ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合）</p>

11	特別支援学校（幼稚園部）の 新増築	特別支援学校の幼稚園部の校舎及び寄宿舎の新築又は増築に要する経費	<p>校舎又は寄宿舎のそれぞれについて、幼児一人当たりの基準面積に、新築又は増築を行う年度の5月1日（その翌日から起算して2年以内に特別支援学校を設置した場合、又は当該特別支援学校に収容する幼児の数（寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する幼児の数とする。）が増加することが明らかな場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日）における幼児の数を乗じて得た面積から、新築又は増築を行う年度の5月1日における当該特別支援学校の幼稚園部の建物区分ごとの保有面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 新築又は増築を行う年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する幼児の数（寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する幼児の数とする。）が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌年度の5月1日</p> <p>二 新築又は増築を行う年度の翌年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する幼児の数（寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する幼児の数とする。）が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌々年度の5月1日</p> <p>（算定方法の特例） 1の項の例によるものとする。</p>	1/2
12	特別支援学校（高等部）の 新増築	特別支援学校の高等部の建物の新築又は増築に要する経費	校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、生徒一人当たりの基準面積に、新築又は増築を行う年度の5月1日（その翌日から起算して2年以内に特別支援学校を設置した場合、	1/2

			<p>又は当該特別支援学校に収容する生徒の数（寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する生徒の数とする。）が増加することが明らかな場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日）における生徒の数を乗じて得た面積（職業学科を置く場合には、校舎について別に定める当該職業学科に応ずる基準面積を加えるものとする。）から、新築又は増築を行う年度の5月1日における当該特別支援学校の高等部の建物区分ごとの保有面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 新築又は増築を行う年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する生徒の数（寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する生徒の数とする。）が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌年度の5月1日</p> <p>二 新築又は増築を行う年度の翌年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する生徒の数（寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する生徒の数とする。）が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌々年度の5月1日</p>	
			(算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	
13	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特別支援学校の用に供する既存施設の改修に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 (算定割合の特例) 令和2年度から令和6年度までの間に行われるものにあつては1/2
14	奄美高校増築	奄美群島における既設の高等学校及び中等教育学校の	校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、生	1/3

		後期課程の全日制の課程の建物（産業教育及び給食のための施設を除く。）の増築に要する経費（当該建物の増築と併せて普通科等における家庭科教育のための施設（以下「普通科等家庭科施設」という。）を増築する場合にあっては、当該増築に要する経費を含む。）	徒1人当たりの基準面積に増築後の当該課程（寄宿舍に係る場合にあっては当該寄宿舍）に収容する予定の生徒の数（現に収容する生徒の数を含む。）を乗じて得た面積から増築を行う年度の5月1日における建物区分ごとの保有面積（校舎にあっては産業教育及び給食のための施設（この交付金の交付を受けて増築した普通科等家庭科施設を除く。）に係るものを除く。）を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	
15	幼稚園の園舎の新増築	幼稚園の園舎の新築又は増築（学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む。）に要する経費	次に掲げる第一号から第二号を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 新築又は増築後の当該幼稚園の予定学級数に應ずる必要面積（当該幼稚園に在籍する満三歳以上の園児に対する保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、当該面積に、文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積） 二 新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積	1/3 (算定割合の特例) ア 筑波研究学園都市（筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく区域をいう。以下同じ。）内の幼稚園の園舎にあっては1/2 イ 幼稚園の園舎の新築又は増築（上記の新築又は増築を除く。）については財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置するものにあつては1/3×1/（財政力指数）
			(算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	
16	筑波嵩上げ	筑波研究学園都市内の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築に要する経費	法第3条第1項第1号に規定する教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築に係る工事費の算定方法の例により算定するものとする。	5.5/10（ただし、水源地域整備事業にあっては別記に定める算定割合）から法第3条第1項第1号に規定する負担割合を控除して得た割合
			(算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	
17	公害	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園のうち公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。以下同じ。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当	ア 改築の場合 1の項の算定方法の例により算定するものとする。 イ 公害防止工事の場合 文部科学大臣が必要と定める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価	1/3 (算定割合の特例) ア 離島振興対策実施地域に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校（視覚障害

		なものの改築及び二重窓、換気装置その他の公害防止工事に要する経費	等に乗じたものとする。	者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。)の小学部及び中学部にあつては5.5/10(ただし、水源地域整備事業にあつては別記に定める算定割合) イ 財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置する幼稚園にあつては $1/3 \times 1/$ (財政力指数)
18	火山	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「火山法」という。)第14条の避難施設緊急整備計画に基づき不燃堅牢化を図る必要のある義務教育諸学校の建物の改築に要する経費	1の項の例により算定するものとする。 (算定方法の特例) 1の項の例によるものとする。	1/2 (算定割合の特例) ア 原発特措法第7条の規定の適用のある小学校等の建物にあつては5.5/10 イ 駐留軍再編特別措置法第11条の規定の適用のある小学校等の建物にあつては5.5/10
		火山法第14条の避難施設緊急整備計画に基づき不燃堅牢化を図る必要のある義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備の改築に要する経費(ドライシステムによるものに限る。)	21の項の例により算定するものとする。	1/2
		火山法第23条に規定する降灰防除地域内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園において防じんのため窓に設けられる戸及び窓枠並びに空気調和設備の整備に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2 (算定割合の特例) 多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する義務教育諸学校にあつては2/3
19	産業教育施設の整備	高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業を実施するために必要な経費 ア 一般施設 イ 普通科等家庭科 ウ 専攻科 エ 産業教育共同利用施設 オ 農業経営者育成高等学校拡充整備 カ 実習船	ア 一般施設等 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価に乗じたものとする。 イ 実習船 文部科学大臣が必要と認める1隻当たりのトン数に別に定めるトン当たりの単価を乗じるものとする。	1/3

20	学校給食施設の増築	義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備（へき地学校の単独校調理場にあつては食品貯蔵施設を含む。）の新築又は増築（財政力指数が 0.5 未満の都道府県又は市町村の設置するへき地学校の施設設備にあつては改修を含む。）に要する経費（ドライシステムによるものに限る。）	<p>ア 単独校調理場（一の義務教育諸学校の学校給食の開設に必要な施設をいう。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のための施設を含む。）の場合</p> <p>第一号に掲げる額とする。ただし、附帯施設を整備するときは、当該額に第二号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>一 別に定める児童又は生徒の数（以下「児童生徒数」という。）及び施設の区分に応じ別に定める面積（学校給食施設として使用することができるものと認められる既設の施設があるときは、当該面積から当該施設の面積を控除した面積）に 1 平方メートル当たりの建築の単価を乗じた額</p> <p>二 児童生徒数及び施設の区分に応じ別に定める額を限度として文部科学大臣が必要と認める額</p>	<p>1/2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア へき地学校にあつては別記に定める算定割合</p> <p>イ 駐留軍再編特別措置法第 11 条の規定の適用のある小学校等の学校給食の開設に必要な施設にあつては 5.5/10</p>
			<p>イ 共同調理場（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。）の場合</p> <p>第一号に掲げる額とする。ただし、附帯施設を整備するときは、当該額に第二号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>一 別に定める児童生徒数及び施設の区分に応じ別に定める面積（学</p>	<p>1/2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア へき地学校を含む義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設にあつては $(1/2 \times N1 + R \times N2) / N$</p> <p>N：当該施設から給食の提供を受ける全ての学校の児童生徒数</p> <p>N1：当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校以外の学校の児童生徒数</p> <p>N2：当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校の児童生徒数</p> <p>R：別記に定める算定割合</p> <p>イ 駐留軍再編特別措置法第 11 条の規定の適用のあ</p>

			<p>校給食施設として使用することができる認められる既設の施設があるときは、当該面積から当該施設の面積を控除した面積)に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じた額</p> <p>二 児童生徒数及び施設の区分に応じ別に定める額を限度として文部科学大臣が必要と認める額</p>	<p>る小学校等の学校給食の開設に必要な施設にあっては5.5/10</p>
21	学校給食施設の改築	<p>義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び給食を提供する学校数若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設設備の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築(都道府県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想到位置付けられた構想対象市町村又は平成21年3月末までに合併の申請を行い平成22年3月末までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにあつては、市町村合併による既設共同調理場の統合等による改築(以下「既設共同調理場統合改築」という。)を含む。)に要する経費(ドライシステムによるものに限る。)</p>	<p>ア 単独校調理場(一の義務教育諸学校の学校給食の開設に必要な施設をいう。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみでの学校給食を実施するための施設を含む。)の場合</p> <p>20の項アの例によるものとする。</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア へき地学校にあっては別記に定める算定割合</p> <p>イ へき地学校を除き、財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては$1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$</p>
			<p>イ 共同調理場(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみでの学校給食を実施するための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。)の場合</p> <p>20の項イの例によるものとする。</p>	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア へき地学校を含む義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設にあっては$(1/3 \times N1 + R \times N2) / N$</p> <p>N:当該施設から給食の提供を受ける全ての学校の児童生徒数</p> <p>N1:当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校以外の学校の児童生徒数</p> <p>N2:当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校の児童生徒数</p> <p>R:別記に定める算定割合</p> <p>イ 既設共同調理場統合改築にあっては1/2</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては$1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$</p>

22	地域スポーツセンター新築、改築、改造	地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア 新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
23	地域水泳プールの新築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア 地域スイミングセンター 1/3 イ 浄水型水泳プール 1/2 (算定割合の特例) 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあっては1/2
24	地域屋外スポーツセンター新築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3
25	地域武道センター新築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費	ア 地域武道センター（柔・剣道場） 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 地域武道センター（弓道場） 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
26	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア 構造体の耐震化補強を要する施設の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
27	社会体育施設の質的整備事業	社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア 内部環境改善工事 イ 空調整備工事	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/3 令和6年度から令和7年度までの間における空調整備工事（新設するものに限る。）にあっては1/2

28	学校水泳プール（屋外）新改築	義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） 地震特措法第4条の規定の適用のある水泳プールにあつては1/2
29	学校水泳プール上屋新改築	義務教育諸学校の水泳プール上屋の新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） ア 火山法第23条の規定により指定された降灰防除地域内に存する学校に係る水泳プール上屋にあつては1/2（ただし、多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する義務教育諸学校にあつては2/3） イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては1/3×1/（財政力指数）
30	学校水泳プール（屋内）新改築	義務教育諸学校の水泳プール（屋内）の新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型水泳プールにあつては1/2
31	学校水泳プール耐震補強	義務教育諸学校の既設水泳プールの補強に要する経費	文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
32	中学校武道場新改築	中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の武道場の新築又は改築に要する経費	ア 柔・剣道場、相撲場、なぎなた場及びその他武道場 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3
			イ 弓道場 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
33	防災機能の強化に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の防災機能を強化するための施設整備（自家発電設備の整備については、避難所指定校に限る。）に要する経費（ただし、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあ	文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3

		っては屋外防災施設の整備に限る。)		
34	太陽光発電等の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育施設における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る。）の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/2

別表2 (沖縄に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上危険な状態にある建物の改築	小学校、中学校及び義務教育学校の建物で構造上危険な状態にあるもののうち、建築後35年未満のもの（ただし、同一の学校において、建築後35年未満の建物と建築後35年以上の建物の改築を同時に行う場合には、建築後35年以上の建物も含む。）の改築に要する経費	<p>ア 校舎又は屋内運動場の場合 校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>イ 寄宿舎の場合 次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行う年度の5月1日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>(算定方法の特例)</p> <p>ウ ア第二号に掲げる面積がア第一号に掲げる面積を超えるとときで、かつ、次に掲げる特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、同号に掲げる面積の0.2倍の面積以内において文部科学大臣が定める面積を加えた面積を、同号に掲げる面積とみなして算定するものとする。</p>	7.5/10

			<p>一 学級数の増加が明らかかなこと</p> <p>二 文部科学大臣が特に認めた理由</p> <p>エ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、校舎又は寄宿舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02 を乗じて行うものとする。</p> <p>オ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1 平方メートル当たりの建築の単価に乗ずべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02 で除して行うものとする。</p>	
2	不適格改築	教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校及び義務教育学校の建物で特別の事情があるもののうち、建築後35年未満のもの（ただし、同一の学校において、建築後35年未満の建物と建築後35年以上の建物の改築を同時に行う場合には、建築後35年以上の建物も含む。）の改築に要する経費	前項の例により算定するものとする。	7.5/10
3	補強	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	補強工事を行う年度の5月1日における保有面積のうち、補強を要する建物の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	<p>1/3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 地震特措法第4条の規定の適用のある小学校等の非木造の校舎及び屋内運動場（イに掲げるものを除く。）にあつては1/2</p> <p>イ 地震特措法第4条の規定の適用のある小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに幼稚園の建物で、地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7</p>

4	大規模改造（質的整備）	<p>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし、3の項の補強と同時に整備するものに限る。また、キに掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する。）</p> <p>ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部改造工事</p> <p>イ 法令等に適合させるための工事</p> <p>ウ スプリンクラーの設置（特別支援学校の寄宿舎に係るものに限る。）</p> <p>エ 空調設置工事</p> <p>オ バリアフリー化等施設整備工事</p> <p>カ 防犯対策施設整備工事（キに掲げるものを除く。）</p> <p>キ 特別防犯対策施設整備工事</p> <p>ク その他文部科学大臣が特に認めるもの</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。</p>	<p>1/3</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア 普通教室（幼稚園にあっては保育室）及び屋内運動場の空調設置工事（屋内運動場にあっては令和5年度から令和7年度までの間に新設するものに限る。）にあっては1/2</p> <p>イ 建物の保有面積が2、000平方メートル以上の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校のバリアフリー化等施設整備工事にあつては1/2</p> <p>ウ 令和5年度から令和6年度までの間における教室の数の増加を伴う場合の特別支援学校の校舎の内部改造に係る工事にあつては1/2</p> <p>エ 特別防犯対策施設整備工事にあつては1/2</p> <p>オ 上記アからエまで以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7</p>
5	学校水泳プール耐震補強	<p>義務教育諸学校の既設水泳プールの補強に要する経費</p>	<p>文部科学大臣が必要と認める額とする。</p>	<p>1/3</p>
6	社会体育施設の耐震化	<p>社会体育施設の耐震化に要する経費</p>	<p>ア 構造体の耐震化補強を要する施設の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>イ 建築非構造部材の耐震対策等</p> <p>文部科学大臣が必要と認める額とする。</p>	<p>1/3</p>

別記

1 水源地域整備事業に係る算定割合は、下表のとおりとする。

指定ダムに指定された年度	算定割合
昭和 59 年度以前	2/3
昭和 60 年度	6/10

2 へき地の学校給食施設に係る算定割合は、当該市町村の財政力指数に応じて下表のとおりとする。

区分 財政力指数	新・増築事業 (算定割合が2分の1のもの)	改築事業 (算定割合が3分の1のもの)
0.2未満	3分の2	10分の5.5
0.2以上0.4未満	10分の5.5	10分の5.5
0.4以上0.5未満	10分の5.5	10分の5

ただし、水源法第4条に規定する水源地域整備計画（以下「水源地域整備計画」という。）で昭和59年度以前の計画に係る事業及び昭和60年度の計画に係る事業については、下表のとおりとする。

ア 昭和59年度以前の水源地域整備計画に係る事業

区分 財政力指数	新・増築事業 (算定割合が2分の1のもの)	改築事業 (算定割合が3分の1のもの)
0.2未満	10分の8	10分の7
0.2以上0.4未満	10分の7	10分の6
0.4以上0.5未満	10分の6	10分の5

イ 昭和60年度の水源地域整備計画に係る事業

区分 財政力指数	新・増築事業 (算定割合が2分の1のもの)	改築事業 (算定割合が3分の1のもの)
0.2未満	10分の7	10分の6.5
0.2以上0.4未満	10分の6.5	10分の5.5
0.4以上0.5未満	10分の5.5	10分の5

なお、市町村の組合に係る財政力指数の算定は、次式によるものとする。

$$F = \frac{F a \times P a + F b \times P b \cdots \cdots + F m \times P m}{P}$$

F：当該組合の財政力指数

F a、F b…F m：当該組合に参加する a、b…m市町村の財政力指数

P：当該組合立学校又は共同調理場に係る全児童生徒数

P a、P b…P m：当該組合立学校の児童生徒のうち a、b…m市町村に係る児童生徒数又は当該組合立共同調理場に参加する学校のうち a、b…m市町村立の学校に係る児童生徒数

3 過疎法附則第5条に規定する特定市町村及び特別特定市町村に係る算定割合は、特定市町村にあっては令和8年度まで、特別特定市町村にあっては令和9年度までの間、それぞれ下表のとおりとする。

ア 特定市町村

事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
構造上危険な状態にある建物の改築（別表1の1の項）	5.5/10	5.5/10	5.0/10	4.6/10	4.2/10	3.7/10
不適格改築（別表1の3の項）	5.5/10	5.5/10	5.0/10	4.6/10	4.2/10	3.7/10
学校統合に伴う既存施設の改修（別表1の8の項）	5.5/10	5.5/10	5.4/10	5.3/10	5.2/10	5.1/10
へき地学校等の寄宿舎の新增築（別表1の12の項）	5.5/10	5.5/10	5.4/10	5.3/10	5.2/10	5.1/10

イ 特別特定市町村

事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
構造上危険な状態にある建物の改築（別表1の1の項）	5.5/10	5.5/10	5.5/10	5.0/10	4.6/10	4.2/10	3.7/10
不適格改築（別表1の3の項）	5.5/10	5.5/10	5.5/10	5.0/10	4.6/10	4.2/10	3.7/10
学校統合に伴う既存施設の改修（別表1の8の項）	5.5/10	5.5/10	5.5/10	5.4/10	5.3/10	5.2/10	5.1/10
へき地学校等の寄宿舎の新增築（別表1の12の項）	5.5/10	5.5/10	5.5/10	5.4/10	5.3/10	5.2/10	5.1/10